

令和8年度 ブロック塀等撤去費補助金のご案内

1 事業の目的

この事業は、地震時にブロック塀の倒壊による被害や避難の妨げとなることを防止するため、減災対策として、民間ブロック塀等を除去する費用の一部を補助するものです。

2 補助受付期間

令和8年4月7日（火）～令和9年1月29日（金）

（受付は土、日、祭日を除く午前8時30分～午後5時15分までとします。）

※ 申込み受付は先着順とし、予算上限に達し次第受付を終了致します。

※ 令和9年1月29日（金）までに完了報告書を提出してください。

3 補助対象となるブロック塀等

公道に面する、高さ60cm以上かつ長さ2m以上のもの

※ 隣地に面する部分等は補助対象外となります。

4 補助金の額

除去するブロック塀等	補助対象額	補助率	補助金の限度額
下記以外	「撤去工事費（消費税を除く）と撤去する部分の <u>見付面積</u>	1/2	20万円
通学路又は避難路に面するもの	（㎡）×1万円」のいずれか少ない額	2/3	30万円

※ 補助の金額は千円未満切り捨てとします

5 補助を受けられる方

ブロック塀等の所有者

※ 撤去工事を実施する前に事前相談、補助申請が必要ですのでご注意ください。

6 補助の申請手続き

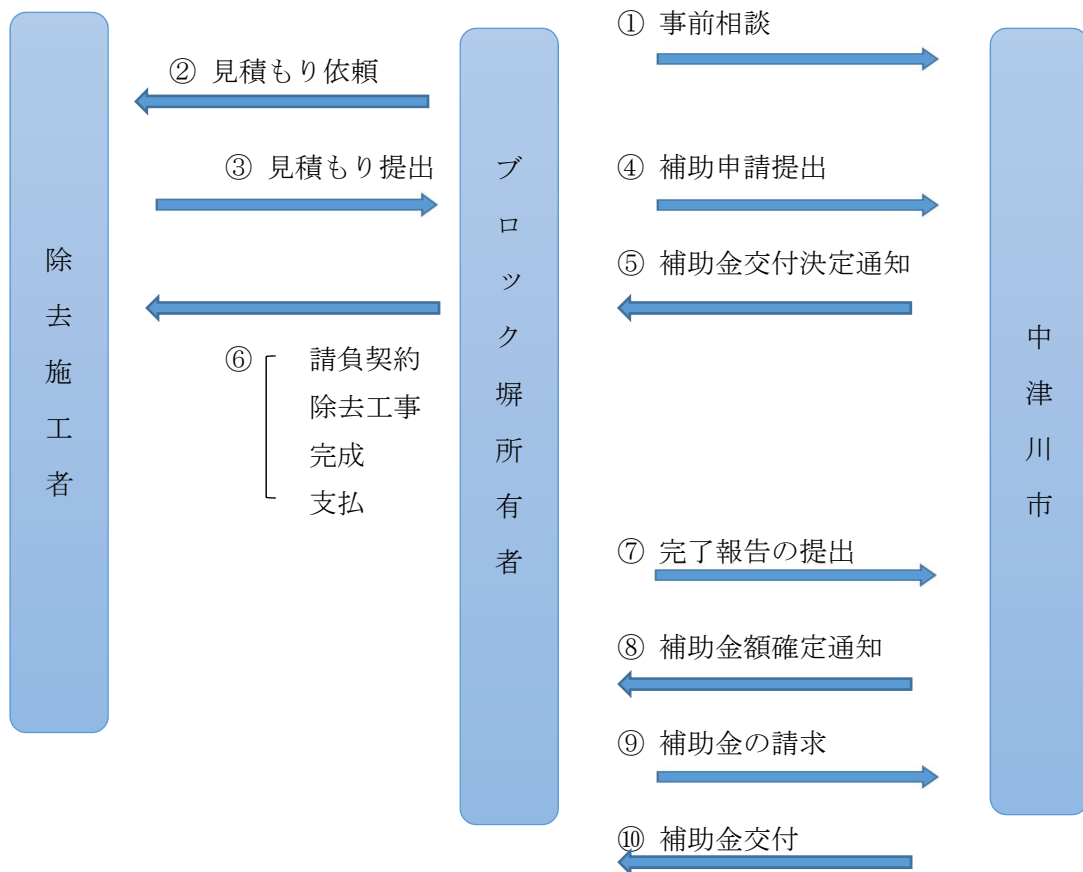
申込み時に必要な書類（交付申請）

- 補助金等交付申請書
- 添付書類 ・ブロック塀等除去に係る見積書 ・ブロック塀等位置図
・宅地見取図 ・市税の完納証明書 ・簡易チェックリスト
・56年5月31日以前の築造である旨の証明書
・撤去前写真

完了時に必要な書類（完了報告書）

- 完了報告書
- 添付書類 工事写真（完成写真含む）
工事代金の領収書の写し

◀ 補助の流れ ▶



▼ 上記の他にも要件があります、詳細は建設部建築住宅課までお問合せ下さい。